

個人所属 P Z L - ビエルスコ式 S Z D - 5 5 - 1 型 (滑空機)
J A 2 5 0 2 の航空事故調査について
(経過報告)

令和 6 年 3 月 2 8 日
運輸安全委員会 (航空部会)

運輸安全委員会は、令和 5 年 4 月 9 日、群馬県吾妻郡長野原町において個人所属 P Z L - ビエルスコ式 S Z D - 5 5 - 1 型 J A 2 5 0 2 が墜落し、機長が死亡した航空事故について、令和 5 年 4 月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に事実の確認や分析を進めるとともに、関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空事故が発生した日から 1 年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第 2 5 条第 4 項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第 1 3 附属書に従い、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本航空事故の責任を問うために行うものではない。

1. 航空事故の概要

個人所属 P Z L - ビエルスコ式 S Z D - 5 5 - 1 型 J A 2 5 0 2 は、令和 5 年 4 月 9 日 (日)、長野県長野市にある長野市滑空場をウインチ曳航により発航した後、群馬県吾妻郡長野原町横壁付近の湖の岸壁法面に墜落した。同機には機長のみが搭乗しており、死亡した。機体は大破したが火災は発生しなかった。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和 5 年 4 月 1 0 日、航空事故として通報を受け、本航空事故の調査を担当する主管調査官ほか 1 名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、航空機の調査、機内に持ち込まれていたスマートフォンの G P S の記録及び事故現場付近の監視カメラの動画の分析、気象に関する情報収集等を実施した。

本調査には、事故機的设计・製造国であるポーランド共和国の代表が参加している。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機は、訓練のため、機長のみが搭乗して長野市滑空場をウインチ曳航により12時00分ごろ発航した。同機は、長野県と群馬県の県境の尾根付近の上空を飛行し、12時56分ごろ群馬県側に入った。同機は、13時19分ごろ、群馬県吾妻郡長野原町横壁付近の八ッ場あがつま湖の岸壁法面に墜落して機長が死亡した。機体は大破したが火災は発生しなかった。

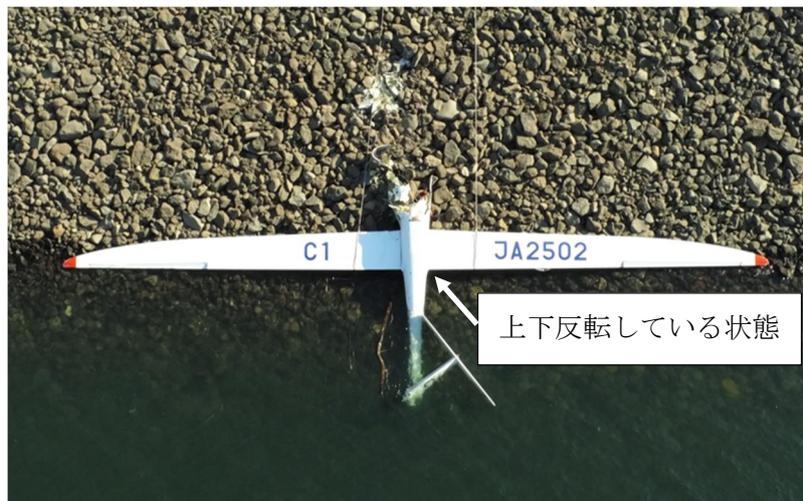


(2) 死傷者

機長1名 死亡

(3) 航空機の損壊

大破：操縦席破壊、右主翼付根部亀裂及び変形、胴体尾部折損



(4) 気象

事故現場から東北東約4 kmに位置するハッ場ダム管理支所の事故関連時間帯の観測値は、次のとおりであった。

13時20分 風向 西、瞬間風速 5.7 m/s、最大瞬間風速 10.2 m/s、
気温 10.6℃、降水量 0.0 mm

4. 今後の調査

本航空事故の原因及び本航空事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、同機が墜落に至った原因について、更なる事実確認や分析のほか、関係国への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空事故の原因等の調査を進める。